

令和5年12月21日	
所 属	福祉部 調整担当
所属長	伊藤 裕章
電 話	06-4950-6025

令和5年度住民税非課税世帯に対する給付金（7万円）を 12月28日（木）から支給開始

1 概要

政府の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）において、令和5年中に給付を開始すると方針が示された住民税非課税世帯への給付金（7万円追加給付）について、12月28日（木）から給付を開始します。

2 支給額

1世帯あたり7万円（支給は1回のみ）

3 対象となる世帯

次の要件を満たす世帯が対象です。

- ・令和5年12月1日時点で尼崎市の住民基本台帳に登録されている世帯
- ・世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯

※ 住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯及び、既に他市区町村から価格高騰重点支援給付金（7万円）の給付を受けている世帯を除きます。

4 スケジュール

(1) 通知書送付の世帯（約6万5千世帯）

前回の給付金（3万円）を尼崎市から受け取っており、かつ、今回の支給対象となっている世帯には、令和5年12月26日（火）に支給通知書を送付します。

・支給口座：前回振込を行った口座に支給します。※お手続きは不要です。

・支給日：令和5年12月28日（木）（銀行・口座状況により遅れる場合があります）

(2) 確認書送付の世帯（(2)と(3)で約1万世帯）

今回の支給対象となっている世帯で、前回の給付金を受け取っていない世帯、前回の給付以降、世帯員に変更があった世帯には、令和6年1月下旬頃に確認書を送付します。

必要事項を記載の上、返送いただき、本市が受領してから3～4週間程度で順次支給します。

(3) 申請書送付の世帯

令和5年1月2日以降に尼崎市に転入してきた世帯のうち、課税情報が本市において把握できない世帯には、令和6年1月下旬頃に申請書を送付します。

必要事項を記載の上、返送いただき、本市が受領してから3～4週間程度で順次支給します。

5 専用ダイヤルの開設

開設日 令和5年12月18日（月）

電話番号 06-6480-5560

受付時間 平日 午前9時～午後5時30分

（令和5年12月29日～令和6年1月3日を除く。）

6 専用受付窓口の開設

開設日 令和6年1月4日（木）

場所 市政情報センター1階

受付時間 平日 午前9時～午後5時30分

（以 上）